

TPP と食の安全

関西大学 経済学部

ほんまにええの？TPP 大阪ネットワーク代表

梶原 正澄

I はじめに—新自由主義とグローバリゼーション—

「食の安全は政治的である」(マリオン・ネッスル『食の安全』岩波書店、2009年)

- 食の安全をめぐる問題
- グローバルな食品安全政策

II 自由貿易体制の動向—農産物貿易交渉と日本の食料・農業—

1 世界の農産物貿易ルール

- ①1995年世界貿易機関(WTO)の設立
- ②WTOを補完するEPA(経済連携協定)/FTA(自由貿易協定)

2 WTO 農業交渉

- ①WTO 農業交渉の流れ
- ②世界的なEPA(経済連携協定)/FTA(自由貿易協定)網の拡大
WTOドーハ・ラウンドの難航により、EPA/FTA網の拡大

3 EPA(経済連携協定)/FTA(自由貿易協定)

- ①EPA/FTA交渉の日本の取り組み
- ②アジアを中心にEPA/FTAを推進

4 TPPと日本の食料・農業

- TPPはFTAの一種
- TPP(Trans-Pacific Partnership、環太平洋経済連携協定)とは
2006年5月シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国で締結された自由貿易協定
⇒環太平洋地域全体に適用
⇒2015年までに完全な貿易自由化

○TPPへのアメリカの関与

2010年から9カ国で交渉

旧4カ国：シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランド

新5カ国：オーストラリア、アメリカ、ペルー、マレーシア、ベトナム

※ は、日本がEPA/FTA締結済みであり、オーストラリアは交渉中である。

2012年から2カ国追加加盟

カナダ、メキシコ

※ は、日本がEPA/FTA締結済みである。

○アメリカの TPP 参加の狙い

①アジアへの輸出拡大

オバマ大統領の一般教書演説（2010年 1月）

輸出倍増5カ年計画「国家輸出計画」

②市場アクセス交渉のみで、農業国内支持の削減交渉はなし

③対中国の戦略的側面

○TPP 交渉の 24 ワーキンググループ

①主席交渉官協議、市場アクセス、②工業品、③農業、④繊維・衣料品、⑤ TBT（貿易の技術障害）、⑥SPS（衛生植物検疫）、⑦原産地規制、⑧貿易円滑化、⑨貿易救済（セーフガード）、サービス、⑩越境サービス、⑪金融、⑫電気通信、⑬商用関係者の移動、⑭電子商取引、⑮投資、⑯政府調達、⑰競争政策、⑱知的財産、⑲労働、⑳環境、㉑制度的事項、㉒紛争解決、㉓協力、㉔分野横断の事項

（出所：外務省「TPP 交渉の 24 作業部会において議論されている個別分野」2011年 2月 1日。）

III TPP の内容と問題点

1 「対日年次改革要望書」→「日米経済調和対話」

「対日年次改革要望書」

正式には、「日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく要望書（The U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative）であり、2001年から作成されていたが、2009年鳩山内閣時代に廃止された。

その後、2011年 3月から「日米経済調和対話」事務レベル会合が開催されている。

「日米経済調和対話」におけるアメリカの関心事項

情報通信技術（ICT）、知的財産権、郵政、保険：共済、透明性、運輸・流通・エネルギー：自動車、再生可能エネルギー、通関手続き、農業関連課題：残留農薬・農薬の使用、食品添加物、競争政策、ビジネス法制環境、医薬品・医療機器

2 P4 協定

ほぼすべての物品貿易の関税撤廃

3 ISDS（Investor-State Dispute Settlement、投資家対国家紛争解決）条項

NAFTA（北米自由貿易協定）において導入

アメリカの多国籍資本などによる投資紛争解決国際センター等への提訴

IV TPP 協定と食品の表示問題

1 TPP 協定によって、食品の表示問題はどうか

TPP 協定の第 8 章「貿易の技術的障害（TBT）措置」を手掛かりに考える。

WTO・TBT 協定に準じて構成されているが、貿易促進を強調していることが特徴である。

①「目的」（第 2 条）

「貿易の円滑化」と「透明性の確保」を重視している。

「この章の規定は、不必要な貿易の技術的障害を撤廃し、透明性を高め、規制に関する一層の協力及び規制に関する良い慣行を促進すること等により貿易を円滑にすることを目的にする」

② 「適合性評価」(第6条)

適合性評価手続に関して、その運用においては「内国民待遇」ならびに「最恵国待遇」を付与する。

③ 「透明性の確保」(第7条)

各国の食品表示基準の策定において海外の利害関係者の関与できる仕組みの導入

④ 「相互承認」(第9条)

適合性評価の結果の受け入れ促進

※国際貿易における工業製品等の規格や食品表示ルール・規格の適合性

強制規格：国際規格を基礎とする義務的な規格 (technical regulations)

任意規格：企業の自主的に策定するルールで、任意的な規格 (standards)

適合性評価手続 (conformity assessment procedures)：国際標準化機関の定めるガイドラインで認定された海外の認定機関の認定結果を受け入れる義務を負うこと、加盟国間でこの認定の相互承認の協議が推奨される。

⑤ 「TBT 小委員会の設置」(第11条)

TPP 加盟国間で新たに TBT (貿易の技術的障害：Technical Barriers to Trade) 小委員会を設置する。ただし、TBT 委員会の性格、機能に関しては不明であり、単なる情報交換のレベルを超える際には、各国が制定する基準が侵害されるおそれがある。作業グループを設け、国内ルールを設ける際に利害関係者の関与。

新たな規定を実施する 60 日前までに、相手国の利害関係者が意見を述べる機会を与える。

2 外務省「TPP 協定において慎重な検討を要する可能性がある主な点」(2011 年 11 月) について

TBT (貿易の技術的障害) に関して

○透明性に関する規定

規格策定段階において相手国関係者の参加を認め、自国民と同じ条件での関与を認める旨の規定が設けられる場合、我が国はこうした運用を行っていないため、我が国の手続の変更等の手当てが必要となる。

○個別分野についての規定

現時点では議論はないが、仮に個別分野別に規則が設けられる場合、例えば遺伝子組み換え作物の表示などの分野で我が国にとって問題が生じる可能性がある。

参考：SPS (衛生植物検疫) に関して

○WTO・SPS 協定上の権利義務の変更が求められるおそれがある。

例えば、「措置の同等」と「地域主義【注】」について、ルールが一律に適用されるおそれがあるが、WTO・SPS 協定に従って、個別案件毎に科学的根拠に基づいて慎重に検討することが難しくなる。

【注】地域主義

病害虫発生国であっても、清浄地域（病害虫の発生していない地域）において生産されたものであればその輸入を認める概念。

○SPS 措置について国際基準との調和を一般的に義務付ける規定が盛り込まれるような場合には、WTO・SPS 協定上の各国の権利の行使が制約を受けるおそれがある。（例えば WTO・SPS 協定において、科学的に正当な理由がある場合は国際基準に基づく措置によって達成される検疫上の保護水準よりも高いレベルの措置を導入・維持できるとされている。）

○個別品目の輸入解禁や輸入条件の変更について、従来より TPP 交渉参加国より要請されてきた案件が、交渉参加のための条件とされ、あるいは TPP 協定に付随する約束を求められる場合には、我が国が適切と考える検疫上の保護水準が確保できるよう、慎重な検討が必要となる。

3 日米の並行協議、日本の食品安全行政について

米国の外国貿易障壁報告書に沿った日本政府の対応
⇒消費者の権利を奪う

4 WTO・TBT 協定について

TBT 協定は、東京ラウンド 1979 年 4 月に合意された GATT スタンダードコード（貿易の障害に関する協定）として策定され、1994 年 4 月に TBT 協定として改定合意され、1995 年 1 月に WTO 協定に包含された。TBT 協定は、WTO 協定一括協定であり、WTO 加盟国全部に適用される。

V 食の安全行政

- 1 食の安全をめぐる状況
- 2 食の安全行政

VI 食の安全と国際関係

- 1 WTO 協定
- 2 SPS 協定（衛生及び植物検疫措置の適用に関する協定）
- 3 コーデックス委員会

VII 食と農の現状と問題点

- 1 日本農業の脆弱性
- 2 食生活の変化と日本農業の対応

VIII 地域のいのちと暮らしを支える－地域経済の活性化－

- 地域のいのちと暮らしを支える公共福祉の重要性
- 食料・農業・環境の一体的保持を図る
- 自然・環境にやさしい社会の形成